

## 監査報告書

2019年5月24日

学校法人 海星女子学院

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 海星女子学院

監 事

荒井俊朗



監 事

小原義雄



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人海星学院寄付行為第15条の規定に基づき、学校法人海星女子学院の2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及び常務理事会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人海星女子学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上